

## 6センターの改革に向けて（案）

「職員の声」アンケート等から、現行の6センターには、風通しの悪さや組織の縦割り・一体性の欠如、情報の非共有、人事・処遇の不公正など、多くの組織の根幹に関わる問題があることが明らかになった。

このたびの独法化を機会に、これらの問題に正面から取り組み、組織の再構築を行わなければ、各センターの未来はないと言える。このことは、国民にとって、高度医療の進展を享受できないことにつながりかねない。

さいわい、職員のモチベーションは高く、中堅・若手専門職を中心に改革意欲があると見ることができる。

これらを踏まえ、独法移行直後の2年ないし4年を「刷新期間」と定め、中堅・若手の登用や外部の医療経営マネジメントの実践者・弁護士・公認会計士等の参加を得て、「組織再構築」と「機能・実績のV字回復」を目指すべきである。

ただし、4月に独法化という法律上の制約がある。このため、次のように進めることが適当でないかと考えられる。

### (1) 国立がん研究センター、国立循環器病研究センター等

- ・ 早急に、資産評価を実施し（年内）、刷新期間の改革にふさわしい新理事長候補者の選定を行う（1月上旬）。
- ・ 新理事長候補者の選定は、当検討チーム委員の一部を軸に構成される選考委員会での評価を踏まえて行う。なお、選定に際しては、別紙の事項が当検討チームから新理事長に求められることを示す。
- ・ 新理事長候補者の下で、22年3月末までに、内外のメンバーによる「刷新チーム」の設置やこれまでの問題点の整理、解決方針の検討を行う。
- ・ 独法に移行した4月以降も解決方針の検討を行い、8月を目途に「刷新プラン」を策定する。それを踏まえた新人事等を9月を目途に実施する。

### (2) 他のセンター

- ・ 6つのセンター全てについて、(1)のような改革プロセスをたどるには、「刷新チーム」の体制確保等が間に合わない可能性がある。

- ・このため、いくつかのセンターでは、1年後にいったん辞任していただくことを前提に、現総長をそのまま理事長に任命することもあり得ることとする。その際、理事は1年間空席とする。（注：法律上の役員の任期は2年）
- ・その場合、国立がん研究センター等での取組みを注視しつつ、22年9月頃から新理事長候補者選考の手続きを始め、10月には、選定する。（注：旧理事長が新理事長候補者になることもあり得る。）
- ・さらに10月以降、新理事長候補者の下で、「刷新チーム」設置等の取組みを行い、23年3月末までに「刷新プラン」を策定する。それを踏まえた新人事等を23年4月に実施する。

(別紙)

1. 理事のうち一人は、経営・組織マネジメント（可能な限り病院（当該病院を除く）におけるもの）の実績があり、チームワークを構築できる人を採用するよう極力配慮すること。
2. 理事長による理事の選定に当たっては、当検討チーム委員の一部を軸に構成される「理事選考委員会」を設定して評価を行った上で選定することが望ましいこと。
3. 病院・研究所ごとに執行役員を選任するとともに、理事会の直轄機関として、執行役員で構成される執行会議を置くことが望ましいこと。
4. 監事の下に「監事室」を設け、監事を支える体制を作るよう努めること。
5. 年に1度は、全職員から意見を求め、それを基にミッションの確認や現状の把握、問題点の洗出し・改善を行うよう努めること。